

国民健康保険の適正化にご協力をお願いします

- 次のような場合、国保への届け出が必要となります。なお、マイナンバーカードを保険証として利用している場合も手続きが必要です。
- 《国保に加入するとき》
- 他市町村から転入した
- 職場の健康保険をやめた、または被扶養者からはずれた
- 子どもが産まれた
- 生活保護を受けなくなった
- 《国保を脱退するとき》
- 他市町村へ転出した
- 職場の健康保険に加入した、または被扶養者になった
- 死亡した
- 生活保護を受けた
- 《その他》
- 住所、氏名、世帯主が変わった
- 就学のため他市町村へ転出する
- 世帯分離、世帯合併をした

国保への加入・脱退の届け出は忘れずに

国民健康保険（以下、「国保」）は、病気やケガのときに安心して医療機関等にかかることができるように、皆さんでお金を出し合い、助け合うという制度です。しかし、医療の高度化に伴う医療費の増加により厳しい財政運営となっております。適正な国保運営を行うために、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

☎ 保健課 ☎ 43・9022

次の事項に該当しないか確認をお願いします

- **会社を退職して、国保に加入するとき**
資格喪失日が分かる書類が必要になります。退職した事業所から資格喪失証明書を受け取ってください。
- **社会保険等の被扶養者になれませんか？**
例えば、お子さんが職場の健康保険に加入し、その世帯に同居する方の収入が一定額以下であれば、お子さんの健康保険の被扶養者になれる場合があります。この場合、お子さんの保険料が増加することなく、国保喪失により国保税もかからないため、このような例に該当しないかご確認ください。なお、加入条件等については、勤め先または加入している健康保険の保険者へお問い合わせください。
- ※ 後期高齢者医療制度に加入している方は該当しません

■ **交通事故等にあった場合**
万が一、交通事故等にあった場合は、保険証を使用できませんが、必ず役場に届け出をしてください。交通事故等のような第三者による行為によってケガをした場合は、原則、その加害者に医療費を負担していただくこととなりますが、早期の治療優先のため、いったん保険証の使用を認めています。なお、後日、国保から加害者に請求します。

医療費の適正化にご協力を

- ▼ **一人あたりの医療費が増加傾向**
誰もが安心して医療を受けられる保険制度を維持するために、一人ひとりが医療機関等の適正受診、特定健診や各種検診の積極的な受診により病気の早期発見・早期治療、予防と健康づくりの心がけましょう。
- ▼ **ジェネリック医薬品の利用**
ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される同じ有効成分を持つ比較的安い薬のことです。ジェネリック医薬品を使用することで、医療費の節減になります。ジェネリック医薬品に切り替えをする場合は、かかりつけ医に相談してください。

注意してください！

- 転出等または職場の健康保険に加入した場合、国保を脱退する届け出をしないと国保の資格が残ったまま保険税が二重にかかります。
- 国保資格を喪失した場合、直ちに保険証の使用を中止し返却してください。（資格喪失後に国保の保険証を使って受診したとき、医療費の7割または8割を後日請求する場合があります）

保険税の納付は便利な口座振替をご利用ください



リベラルアーツ講座 ※受講無料

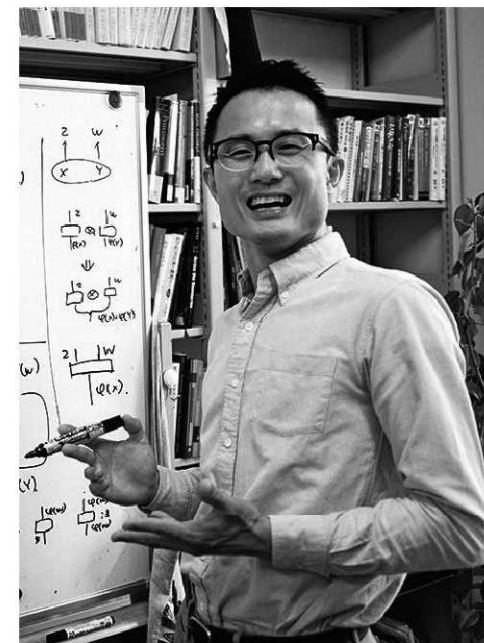
日時 12月21日(水)
午後7時～8時30分(受付時間:午後6時30分～)

会場 生涯学習センター知遊館
(与謝野町字岩滝 2271 番地)

テーマ・内容 哲学と統計学との対話から考える「正しさ」の在り方とは
統計学が隔々にまで浸透した現代社会の課題に、哲学も向き合う必要があるとする大塚氏に根拠づけの困難な「正しさ」の在り方を学ぶ講座です。

一般社団法人プレイス (業務委託業者)
☎ 090-9866-0190
✉ info@yosano-univ.jp

【受付時間】
午前10時～午後4時
【受付時間】
24時間受け付け



講師 京都大学文学研究科哲学専修 准教授
理化学研究所革新知能統合研究センター
因果推論チーム 客員研究員

おおつか じゅん
大塚 淳氏

講師プロフィール

1979年、東京都生まれ。2011年京都大学大学院文学研究科哲学専攻博士後期課程を修了、2014年インディアナ大学科学史科学哲学科博士号、同大学応用統計学修士号を取得。日本学術振興会海外特別研究員、神戸大学大学院人文学研究科准教授などを経て、2017年から現職。著書に「The Role of Mathematics in Evolutionary Theory (ケンブリッジ大学出版局)」、「統計学を哲学する (名古屋大学出版会)」がある。



よさのみらい大学
ホームページ

講座開講レポート

11月23日、株式会社ローカルフ
ラグの濱田祐太氏を講師に迎
え、「ローカルフラグと考える
与謝野町のまちづくり」の最終
回となる講座を開催しました。
ゼミ形式の3回連続講座では、
1・2回目に講師のこれまでの取
り組みを学び、町のもったいない
ことを考えるアイデア出しワー
クショップを実施。最終回は受講生
がアイデアをシートに書き出し、
自身が取り組むアクションプラン
を発表しました。受講生からは「参
加者間で議論ができる講座はとて
もよかった」「本格的なゼミ活動
にもなると良いと思う」といった
感想が聞
かれ、ま
ちの未来
を考える
だけでなく、受講
生同士の
交流を深
めるきっ
かけにも
なりました。



アクションプランを発表した受講生の皆さん

▼ **柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術には保険証の使える場合と使えない場合があります**
国保適用範囲の誤解があることから、誤った受診となっている場合があります。施術を受ける前に確認して、正しく施術を受けましょう。

《保険証が使える場合》
ねん挫、打撲、肉離れ、骨折、脱臼の応急手当
《医師の同意書がある場合に保険証が使える場合》
骨折、脱臼

《保険証が使えない場合（全額自己負担）》
・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
・神経痛、リュウマチ、関節炎、ヘルニアなど病気が原因の痛み
・保険医療機関で治療中のもの等